

5. 事業が長期間要している理由は？

〔元々が長期計画〕

〔不測の事態により長期化〕

・本事業は、砂防堰堤2基と渓流保全工L=775mを整備するため、元々長期計画であったこと、また、ハッ場ダムに係る水源地域整備計画に位置づけられているため、本体事業と連携を図り事業を進めているが、用地契約にあたり、東吾妻町における補償基準の妥結(ハッ場ダム事業と同一基準による契約が前提)に時間を要し用地契約が遅れたこと。地権者に多重債務者がおり、抵当権解除の交渉が難航したことが長期化の要因となった。

6. 事業の対応方針は？

事業継続

事業中止

変更なし ・ 事業計画の変更 ・ スケジュールの変更

・本事業は、下流域の人家・国道等を土砂災害から保全することを目的としており、現在までに堰堤が2基完成している。
・土石流を捕捉し、渓床・渓岸浸食を防止するため、その必要性、事業効果、効率性がともに現時点においても非常に高く、人命や財産保護の観点から必要不可欠である。
・懸案であった未買収地についても、7月上旬に用地取得が完了したことから、重点的な予算付けにより事業の進捗を図るとともに、ハッ場ダム事業と相互に連携を図りながら、平成26年度までに完成させたい。